

亀山市議会事務局障がい者活躍推進計画

機関名	亀山市議会事務局
任命権者	亀山市議会議長
計画期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）
亀山市議会事務局における障がい者雇用に関する課題	亀山市議会事務局においては、職員総数が8人と小規模な機関であり、職員は市長部局からの出向により配置されており、当局で職員の募集・採用は行っていない。これまでに障がいのある職員の在籍はないが、職員の異動等により、障がいのある職員の配属も考えられることから、市長部局と連携して、障がいのある職員が活躍できる職場環境づくりに取り組む必要がある。
目標	
① 採用に関する目標	亀山市議会では、職員の独自採用は行っていないが、人事異動で障がいのある職員が配属された時のために、研修等を通して障がい者への理解を深める。
② 定着に関する目標	障がいのある職員を配属された場合、不本意な離職を極力生じさせない。
取組内容	
1 障がい者の活躍を推進する体制整備	障害者雇用推進者として議事調査課長を選任する。 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合は、労働局が開催する公務部門向け障害者生活相談員資格認定講習を受講させる。
2 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	障がいのある職員の配属により、業務遂行について当該職員から相談があった場合は、労働局に相談するなどし、負担なく遂行できる職務内容について検討する。
3 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	障がい者の特性に配慮した職務環境については、障がいのある職員に対して定期的な相談や面談等を通じて、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づく合理的配慮の考え方に基づき、必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 また、措置を講じるに当たっては、障がいのある職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担とならない範囲で適切に実施する。
4 その他	「国等による障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき作成する障害者就労施設等からの物品等の調達方針に沿って、障がいのある人の活躍の場の拡大を推進する。